

●香川県告示第78号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年香川県告示第7号に係る都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年2月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 施行者の名称

坂出市

2 都市計画事業の種類及び名称

坂出都市計画道路事業 3・4・34 室町谷内線

3 事業施行期間

平成19年10月2日から平成29年3月31日まで

4 事業地

収用の部分 平成19年香川県告示第463号及び平成24年香川県告示第7号の事業地のうち室町3丁目地内において事業地を変更する。